

読谷村トリー通信施設内の海岸における放置石の早期撤去を 求める抗議決議

平成23年4月22日、在沖米陸軍トリー通信施設のビーチ前海岸に、米軍が高さと幅で2メートル程の80トンの石を放置していることが発覚した。在沖米陸軍は、ビーチ前海岸が提供水域との理由で沖縄県への申請や読谷村に事前の連絡も一切行われていない。また、漁業者や周辺住民にもなんら情報提供もない。

特に石が放置された海岸は、海岸保全上重要な地域であるとともに、周辺水域には漁業権が設定され、近くには読谷村漁協の定置網が設置されているところから、漁業活動や海岸の汚染が著しく懸念される事態である。

そのことから、読谷村議会は4月26日に現場を視察し、ビーチ前海岸に放置された石を確認した。現場における在沖米陸軍の担当者の説明によれば、工事は「軽易なもので工作物ではない。環境への影響を考えて当分は撤去しない。」と強弁しているが、提供水域だと云う理由だけでもって事前の連絡もなく、漁業者や周辺住民に不安を与えたことは決して許されるものではない。また、現場の状況を確認すれば、明らかに放置された石である。

環境と人権が最も大事にされる今日において、今回の海岸へ放置された石は台風などで崩壊するのは明白で自然破壊そのものであり、いかなる理由からしても認められるものではない。

よって、読谷村議会は自然環境を守り、漁業者や周辺住民の暮らしと権利を守る立場から在沖米陸軍及び沖縄防衛局に厳重に抗議するとともに、早急に放置石の撤去を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成23年5月9日
沖縄県読谷村議会

あて先

在沖米陸軍基地管理本部沖縄支局基地管理本部長、沖縄防衛局長